

三重県公報

第七千五百十九号

昭和二十九年六月二十四日

木 曜 日

主要目次

告示

- 一 健康診断、糞便検査施行の日時、場所等指定
- 一 大古曾土地改良区設立本審査について
- 一 葭野新田土地改良区定款変更認可
- 一 九木浦生産森林組合設立認可
- 一 別段の面積の指定の一部改正
- 一 三農委告示
- 一 第四一回県農業委員会開催
- 一 廳中事項
- 一 叙任辞令
- 一 通知照会
- 一 町村を廃し、その区域をもつて市を置くについて
- 一 お知らせ
- 一 週間天気の子報

告示

◎三重県告示第四百八十七号

寄生虫病予防法第二条の規定による健康診断および糞便検査の施行の日時、場所および施行区域を同法施行細則第一条の規定により、次のとおり定める。

昭和二十九年六月二十四日

三重県知事 青 木 理

一 日 時 昭和二十九年六月二十五日から
昭和二十九年七月二十五日まで

二 場 所 安濃郡長野村 平木公民館

三 施行区域 安濃郡長野村平木

◎三重県告示第四百八十八号

津市大字大古曾土地改良区設立本審査申請による調査報告書の提出があつたので、土地改良法第八条第四項の規定により次のとおり公告する。

昭和二十九年六月二十四日

三重県知事 青 木 理

一 縦覧に供すべき書類の名称

- 1 本審査報告書
- 2 土地改良事業計画書
- 3 定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年六月二十四日から
昭和二十九年七月十三日まで

三 縦覧の場所

津市役所一身田支所

◎三重県告示第四百八十九号

葭野新田土地改良区(三重郡川越村)に対し、次のように定款変更のことを昭和二十九年六月十五日認可した。

昭和二十九年六月二十四日

三重県知事 青 木 理

「定款変更事項」は省略

◎三重県告示第四百九十号

北牟婁郡九鬼村、九木浦生産森林組合に対し、組合設立のことを、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四百一条の規定によつて昭和二十九年六月十八日認可した。

昭和二十九年六月二十四日

三重県知事 青 木 理

◎三重県告示第四百九十一号

農地法第三条第二項第五号に規定する別段の面積を定めた昭和二十八年一月九日三重県告示第十五号は、尾鷲市の新設に伴いその一部を次のとおり改め、昭和二十九年六月二十日から適用する。

昭和二十九年六月二十四日

三重県知事 青 木 理

一反歩と定めた区域中、北牟婁郡「須賀利村、九鬼村、尾鷲町」および南牟婁郡「北輪内村、南輪内村」を削り新に「尾鷲市」を加える。

三 農委告示

◎三農委告示第九号

第四十一回農業委員会開催の日時、場所および議案を、次のように定める。

昭和二十九年六月二十四日

三重県農業委員会 青 木 理

一日 時 昭和二十九年六月三十日 午前十時

二 場所 三重県水産会館(五号室)

三 議案

農業委員会法第二十三条第一項および第二項の規定に関する事項

- 1 農地法第四条の規定による許可申請の意見について
- 2 同法第五条の規定による許可申請の意見について
- 3 同法第二十条の規定による許可申請の意見について
- 4 農業委員会法第五十条第一項の規定による同法第二条第二項の承認について

廳中事項

◎叙任辞令

昭和二十九年一月二十二日

三重県技術吏員 杉森 一 男

昭和二十九年五月二十二日

三重県技術吏員 小林 正

食品衛生監視員を免する

昭和二十九年四月三十日

三重県技術吏員 上井 八 郎

地方種畜検査委員を免する

昭和二十九年六月二十三日

三重県事務吏員 工藤 九 郎

三重県農業共済保険審査会委員を命ずる

松本 一郎

東坂 宏

山崎 家一

三重県農業共済保険審査会臨時委員を命ずる

三重県事務吏員 沢 辺 守

三重県農業共済保険審査会幹事を命ずる

三重県事務吏員 前川 英夫

三重県農業共済保険審査会書記を命ずる

角 永 清

田 中 覚

野 崎 耕造

横 山 光男

若 林 捨蔵

三重県農業共済保険審査会委員を免する

奥井 亮三郎

高松 頼三

三重県農業共済保険審査会幹事を免する

三重県農業共済保険審査会書記を免する

飛田勘市

通知照會

●地第一一八二号

昭和二十九年六月二十四日

総務部長

国家地方警察三重県本部警察隊長殿

庁中各部課長殿

各地方事務所長殿

各市町村長殿

町村を廃し、その区域をもつて市を置くにつ

いて(通知)

昭和二十九年六月二十日から管下北牟婁郡尾鷲町、須賀利村
および九鬼村ならびに南牟婁郡北輪内村および南輪内村を廢
し、その区域をもつて尾鷲市を置いた。

週間大衆の予報

津別候所から

(二十四日～三十日)

二十六日、二十八日および三十日頃低気圧が南方海上を通る
ため、雨がある、その他の日は、かなり雲が多い見込み、二十
五日、二十九日頃は、かなり晴れ間がある。
気温は、引き続き平年より低目の見込み。

三重県公報の有償配付について

三重県公報は、購読御希望の方に、次により有償で配付して
おりますから申し出て下さい。

一 申込要領

総務部広報連絡課あて、購読期間および購読料金を添えて
申し出て下さい。

二 購読料金

一月 二、二〇〇圓 六月 一、二五〇圓
一年 二、五〇〇圓

昭和二十九年六月二十四日印刷発行 津市栄町一丁目

三重県公報 電話二六〇〇〇